

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊北神田荒田・神田上後地地区 (荒田集落、後地集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が75歳と高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域外からの入り作や新規就農者を確保しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

侵入防止策の設置が進んでいるが、近年の水害等で破損した箇所や、設置場所等の問題でイノシシ・シカの侵入があるが、補修や補強が追いついていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

荒田集落については農地の過半を既に認定農業者が集積しているが、後地集落においても今後集約を進めつつ、地域外から希望する新規就農者等農業を担う者を募り、地域全体で集約する仕組みの諸整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に集積し面積拡大及び団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体に農地を貸し付ける場合は、原則農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農業競争力強化農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等の為の基盤整備を6年度までに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、当地区に新規就農者等による入り作希望があった際は、市町村及びJA等の関係機関と連携を図りながら担い手として受け入れ、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業及び土壌分析は、JA等関係機関の助言を得る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①行政機関の補助金等を活用し、集落ぐるみで侵入防止柵や檻の設置を行い捕獲体制の構築に取り組む。
- ②側条施肥等の活用により、減農薬・減肥料等に取り組む。
- ③スマート農機の活用により、作業の効率化を図る。
- ⑦農地の草刈りや、病害虫の駆除など適正に行い、農地を保全管理する。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。